

第3回松本市教育振興基本計画策定委員会

日 時：令和8年7月21日（火）

午後2時から4時

会 場：松本市第三地区公民館大会議室（東）

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

第3次松本市教育振興基本計画に基づく個別施策の現状と成果、課題等

- (1) 分野③ 人権共生
- (2) 分野④ 社会教育
- (3) 分野⑤ 自然
- (4) 分野⑥ 食
- (5) 分野⑦ スポーツ
- (6) 分野⑧ 地域
- (7) 分野⑨ 文化芸術・歴史

4 その他

5 閉 会

第4次松本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

(敬称略。五十音順)

	氏名	所属等
1	アライ エイジロウ 荒井 英治郎	国立大学法人信州大学 教育基盤構築センター 准教授
2	ウンノ アケミツ 海野 暁光	長野県保育連盟会長 (認定こども園深志園長)
3	オオクボ ヒデキ 大久保 秀樹	松本市PTA連合会 会長
4	サカグチ トシキ 坂口 俊樹	松本市校長会長
5	ソウマ フキコ 相馬 露子	大野川小中学校CSコーディネーター
6	タカヤマ トモフミ 高山 智史	長野大学社会福祉学部 准教授
7	ナカタ ヤスコ 中田 安子	長野県生涯学習推進センター 職員 公民館支援専門員
8	ナガツカ ヒロシ 永塚 博	松本市子ども会育成連合会 会長
9	ニシモリ ナオミ 西森 尚己	はぐルッポ 代表
10	ハラ アキヨシ 原 明芳	安曇野市豊科郷土博物館長 松本市文化財審議委員会
11	ヒラバヤシ フミ 平林 文	NPO法人中信多文化共生ネットワーク(CTN) 外国人支援コーディネーター
12	マツシマ ツネシ 松島 恒志	子どもとメディア信州 理事長
13	ミヤウチ 宮内 かつら	長野県発達障がい情報・支援センター 副センター長
14	ヨシハラ ヒロシ 吉原 寛	松本大学 教授/全学教職センター長

分野3「人権共生」

方針1「子どもの権利保障と環境づくりの推進」(3-1)

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 松本市は、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を保障する「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進しています。 (2) 子どもだけでなく子どもに関わる全ての大人にとって、子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識を醸成していくことが求められています。 (3) 子どもを取り巻く環境の多様化・複雑化を背景とした多様な心の悩みに対して、相談・救済・回復できる体制を構築し、居場所づくりを推進していくことが必要となっています。 (4) 外国由来の児童生徒は近年増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒も増えています。こうした児童生徒に対する一層の指導・支援体制の充実を図り、多様な子どもたちの教育を受ける権利を保障していくことが求められています。 (5) いじめ、不登校、貧困、虐待やヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題は複雑化、多様化しています。さまざまな課題を抱える児童生徒が孤立化することのないよう、早期の手厚い支援、相談体制の充実が必要です。
【施策の方向性】	(1) 生まれ持った特性や育った環境に関わらず、全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障していく仕組みづくりに取り組みます。(1-3-(3)・2-1-(3)再掲) (2) 子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識の醸成を図ります。(8-3-(4)再掲) (3) 学校・地域・専門家・民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充、学ぶ場や居場所づくりなどを総合的に推進します。(1-3-(5)・8-3-(5)再掲) →1-3-(5)に掲載 (4) 子どもの貧困、いじめや不登校、ひきこもりなどへの対応として、学校における支援体制の整備のほか、外部機関との連携強化や人的配置の拡充、未然防止や早期発見に努め、児童生徒や保護者に対するきめ細かな支援を行います。(1-1-(5)・1-3-(4)再掲、2-4-(2)・類似) →1-1-(5)に掲載 (5) 共生社会の実現の観点から、様々な機関・団体と連携・協働しながら外国由来の児童生徒に対する教育の機会を確保し、日本語教育とともに、キャリア教育など、就学前段階から義務教育・高等学校段階を経て、学校卒業後を見据えた体系的な指導・支援をします。 (6) 不登校の児童生徒が学校以外の場で安心して学ぶことができる機会を提供するために、NPOや民間事業者と連携・協働を通じた居場所づくりを推進します。(2-4-(2)再掲、1-1-(5)・1-3-(4)・3-1-(4)類似) →2-4-(2)に掲載

現状と成果	(1) 経済的理由で就学困難な生徒を対象に、松本市育英資金奨学金事業による奨学金貸与を継続的に実施しており、近年の貸与実績は年10名強で推移している。(学校教育課) (2) 子どもの権利の普及・啓発については、権利ニュース・学習パンフレットの配布や、パネル掲示・利用料無償化・親子体験等を内容とする子どもの権利ウィークを実施している。令和7年度からは教職員向けワークショップを通じて現場の意見を反映したパンフレットを新たに作成するなど内容の充実を図り、児童センターでの学習会も展開している。(こども育成課) (3) 外国にルーツを持つ子どもへの支援については、学都松本寺子屋事業を活用した長期休暇中の学習会開催により学習機会と交流の場を創出し、子ども日本語教育センターとの並行支援も実施した。(平和人権共生課) (4) 日本語教育支援員による巡回支援を通じて日本語習得と学校生活への適応を促進するとともに、進学・家庭学習の相談支援や保護者同士のネットワークづくりも推進した。(学校支援室)
課題や方向性	(1) 奨学金の貸与実績数は以前と比較して減少傾向にあり、制度の活用促進が課題となっている。他市の対応状況を参照しながら、より利用しやすい制度設計の研究・見直しを進める。(学校教育課) (2) 子どもの権利啓発については、学校現場との連携をさらに深め、教職員向けの啓発やワークショップを通じて、学校から子どもへの権利啓発の充実を図る。(こども育成課) (3) 外国にルーツを持つ子どもへの支援については、学都松本寺子屋事業を継続実施するとともに(平和人権共生課)、日本語の習得や学校生活への適応に困難さが見られる児童生徒への支援強化のため、巡回支援の継続に加え、日本語を母語としない児童生徒同士の学校を超えた交流やグループ学習のあり方についての研究を進める。(学校支援室)

分野3「人権共生」

方針2「互いを認め合い学び合う教育の推進」(3-2)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等による偏見や差別、誹謗中傷等の様々な人権問題がまだ地域社会に存在しています。 (2) 「男性・女性らしさ」「男性・女性の役割」など、社会的・文化的に形成された性別の枠組みに基づく性別役割分担意識がまだ続いています。 (3) 外国人住民が増加する中で、国籍、人種、民族等の異なる人々が互いに文化や人権を尊重し、相互理解を深め、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく視点が必要となっています。 (4) インターネット上を中心に一方的な価値観を押し付け、価値観の違う他者を排除する風潮が社会問題化しています。
「施策の方向性」	(1) 全ての人が年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等に関わりなく、違いを認め合い、多様な個性と人権を尊重する意識の醸成を図ります。 (2) 性別役割分担意識を解消するため全ての世代に向けた広報啓発や情報発信に取り組みます。 (3) 性の多様性や性的マイノリティ等に関する理解を促進するために、広報・啓発や情報発信に取り組みます。 (4) 日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することで、地域住民の多文化共生意識の醸成を図ります。 (5) 日本語を母語としない人に対する日本語教育・学習は、生活や学びに必要な言語の習得という観点とともに、外国人住民の居場所や地域社会への入り口、交流の場としても必要な場であることから、関係団体や地域と連携・協働しながら、支援の充実を図ります。 (6) 全ての世代において、情報化社会の中で情報を正しく読み取り、主体的に選択する力を養い、様々なメディアを活用する力を付けるために、メディアリテラシー教育を推進します。(2-4-9)・4-1-(4)類似 → 4-1-(4)に掲載

現状と成果	(1) 多様な人権の尊重と差別解消に向け、企業人権啓発推進事業として企業向け人権講座の開催や講座チラシの作成・配布など、多角的な周知活動に取り組んでいる。(平和人権共生課) (2) 性別役割分担意識の解消については、令和6年4月に女性センターとトライあい・松本を統合してジェンダー平等センターとして再編・一体的な運営を開始し、業者委託による各種講座の実施や情報発信の強化を図っている。(平和人権共生課) (3) 多文化共生の推進に向けては、多文化共生プラザでの料理教室や交流イベントの実施(平和人権共生課)に加え、外国人住民との交流・異文化理解を目的としたイベント「こいこい松本」を共催し、公民館においても外国人住民が講師となる料理教室等の多文化交流事業を展開している。(生涯学習課・中央公民館) (4) 日本語教育支援では、中央、松南地区、芳川の3か所の公民館においてボランティアスタッフによる日本語教室を開催し、外国人住民の言語習得を支援している。(生涯学習課・中央公民館)
課題や方向性	(1) 企業人権啓発推進事業については参加企業数が少なく事業の認知度が十分でない状況にあるため、今後は周知をさらに強化し、積極的な情報発信によってより多くの企業が参加できる環境づくりに取り組む必要がある。(平和人権共生課) (2) 令和6年4月に設立したジェンダー平等センターについては集客や講座内容の質に課題が残っており、社会情勢やニーズを的確にとらえながら事業の着実な実施を進めることが求められる。(平和人権共生課) (3) 多文化共生の推進においては、多文化共生プラザでの相談件数が減少傾向にあることから、料理教室や交流イベントを継続して多文化共生を広める活動に取り組むとともに、多文化共生プラザ自体の周知強化にもつなげていく。(平和人権共生課) (4) 日本語教室については言語習得の支援にとどまらず、外国人住民の居場所づくりや地域との交流の場としての役割も担えるよう取り組みを充実させていく。(生涯学習課・中央公民館)

分野3「人権共生」

方針3「特別支援教育の充実」（3-3）

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 特別な支援が必要な子どもが増加する中、障がいや特性に応じた児童生徒や保護者へのきめ細かな支援を充実させていくことが必要となっています。 (2) 子どもの障がいは早期に発見し、療育などの適切な支援につなげることが重要です。特に知的障がいや発達障がいなどの障がいや特性は、「かもしれない」という疑いの段階から最終的な診断の確定まで長期にわたるケースが多く見られます。家庭支援も含めた個に寄り添った支援が求められています。 (3) 松本市では「あるぷキッズ支援事業」として、発達障がいのある児童生徒やその心配がある子どもと保護者、保育士や教員などの支援者に対して、継続的・総合的な支援を行ってきましたが、これまでの就学前の子どもに関わる支援にとどまらず、就学後も切れ目ない支援を充実させていくことが必要となっています。 (4) 特別な支援が必要な子どもが通常学級にも多く在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を習得していることが求められています。
【施策の方向性】	(1) 特別な支援を必要とする子どもと保護者に対して、乳幼児期から幼稚園・保育園、そして就学後の学校教育段階、さらには学齢期以降の将来的な社会的自立に向けて、切れ目ない支援の充実に取り組みます。（2-4-(3)再掲） → 2-4-(3)に掲載 (2) 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などの教職員の専門性の向上に加えて、管理職や通常学級の担当教員が一定の基礎的知識・技能を身に付けられるよう、研修の充実を図ります。（2-4-(4)再掲） → 2-4-(4)に掲載 (3) 特別な支援を必要とするよう子どもの多様な学びのニーズに対して、発達段階に応じたきめ細かい支援を行うために、医療・療育・福祉の関係機関や民間団体との連携・協働を通じた教育相談体制の充実を図ります。（2-4-(5)再掲） → 2-4-(5)に掲載 (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の活用を通して、特別支援教育における支援の充実を図ります。（2-4-(6)再掲） → 2-4-(6)に掲載 (5) 健康・福祉・教育の連携・協働を通して、医療的ケアの観点から看護師等の専門家が継続的・安定的な支援ができるよう体制を整備します。（2-4-(7)再掲） → 2-4-(7)に掲載

現状と成果	2-4-(3)～(7)に掲載
課題や方向性	2-4-(3)～(7)に掲載

分野4「社会教育」

方針1「社会教育活動の充実」(4-1)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 人生100年時代を迎え、学校、仕事、退職後の生活といった節目のある単線型の生き方だけでなく、仕事をしながら学び直し、新たな価値を創造しながら多様な人と交流するなど、様々なステージ（副業・兼業・起業・ボランティアなど）を並行・移行・越境しながら、生涯現役であり続けるライフサイクルの実現が求められています。 (2) 趣味や教養等の個人のニーズに応じた学習時間の増加の一方で、地域力の低下が懸念されています。他方で、地域課題を解決していくためには、多様な人や組織が協働していくことが不可欠であり、互いがつながる関係づくりを再構築していくことが必要となっています。 (3) ICT機器の普及により、いつでもどこでも学びにつながる環境が整備されてきましたが、機器の利用等に抵抗がある人との間で「デジタル格差」への対応も求められています。
「施策の方向性」	(1) 誰もが自由に学び、適切に学びの支援や情報を得ることができ、その成果を次世代の子どもたちや社会に還元できることを基本に据えた取組みを推進します。 (2) 社会教育施設や大学、NPO、関連団体等と連携を図りながら、幅広い世代が集い、情報が行き交い交流できる生涯学習活動拠点を確立します。 (3) 市民の学びを具体的な活動や発表の機会に結び付けていくことで、人と人とのつながりや交流が生まれ、学びがより広がるよう支援します。 (4) 高齢者を始め、全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できるための取組みを推進し、誰でも、いつでも、どこからでも自由に学ぶことができる環境の整備を図ります。(2-4-(9)・3-2-(6)類似)
現状と成果	(1) 公民館報の発行による活動周知、公民館運営審議会の運営、各地区における委員による公民館事業の実施を通じて、市民参画型の公民館活動が継続的に展開されている。(生涯学習課・中央公民館) (2) 大学・専門学校等との連携として、社会教育実習生の受入れを通じた学校との連携を継続的に実施(生涯学習課・中央公民館) (3) 公民館研究集会と地域づくり市民活動研究集会を合同開催する「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」を実施し、地域課題に関する意見交換を通じて課題解決のきっかけづくりができた。(生涯学習課・中央公民館) (4) 市内小中学校40校で、児童生徒及び保護者を対象にメディアリテラシー教育事業(インターネット・スマートフォンの適切な使い方等)を開催し、年々実施校が増加している。(こども育成課) 公民館においてもメディアリテラシー向上のための学習会、初心者向けのスマートフォン口座、相談会を実施(生涯学習課・中央公民館)
課題や方向性	(1) 活動の周知・継続が基本的な課題であり、公民館運営審議会での意見を公民館運営に反映する。委員活動の維持・活性化を図る。(生涯学習課・中央公民館) (2) 社会教育実習の受入れを継続し、連携関係を維持・発展させる。(生涯学習課・中央公民館) (3) 地域課題解決の機会として事業を継続して実施していく。(生涯学習課・中央公民館) (4) 小中学校での講座を継続する。(こども育成課) 市民が生活の中で身近に感じられる内容へ工夫し、公民館での学習会を継続実施する。(生涯学習課・中央公民館)

分野4「社会教育」

方針2「リカレント教育の充実」(4-2)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 少子化により労働人口が減少する中、出産や育児で離職した女性の復職や定年退職者の再雇用の促進による労働力の確保が期待されています。 (2) 人生100年時代を迎え、生涯現役で各ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう、学び直しの機会が必要となっています。 (3) 急速な技術革新の進展や労働者の流動化により雇用環境が変化する中で、キャリアアップやキャリアチェンジのために学び直しを望む社会人のニーズが高まっています。他方で、仕事の多忙感からくる時間の確保、新たな学習に伴う費用負担など、様々な課題が指摘されています。 (4) 教育現場における外部人材の活用を促進していくために、子ども支援を望む者(教員免許状取得者で教職未経験の者など)に対して、必要な知識・技能等を身に付けることができる機会を提供していくことが求められています。
「施策の方向性」	(1) いつでも学び直しができ、何度でも新しいチャレンジができる社会を目指して、希望する人が学びやすい環境の整備を図ります。(2-2-(5)類似) (2) 地元企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成を目指し、企業や大学等と連携・協働して社会人の学び直しの環境の整備を図ります。 (3) 女性の活躍推進に向けて、就業している女性のキャリアアップや出産・育児などで離職した女性の再就職に結び付く学び直しの機会の拡大を図ります。 (4) 定年退職後の再就職や、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直しについて、関係機関と連携・協働して情報発信や相談体制の充実を図ります。
現状と成果	(1) 「思春期の子どもたちと向き合うための講座」は参加者の減少により令和4年度以降、実施実績がない。(こども育成課) (2) ジェンダー平等センター事業について、あくまでジェンダー平等の観点を基軸とした講座として位置づけつつ、就労上で重要な学びとなる内容の検討・企画・実施に取り組んでいる。(平和人権共生課) (3) ビジネスパーソンに向けた資料提供(図書館ビジネス支援)について、月1回展示の入れ替えをして継続実施。レファレンスサービスの向上と他機関との連携強化にも取り組んでいる。(中央図書館)
課題や方向性	(1) 「思春期の子どもたちと向き合うための講座」は過去4年間事業実績がないことから廃止の方向で検討(こども育成課) (2) ジェンダー平等の観点を維持しつつ、就業・再就職に結びつく実践的な学び直しの内容を引き続き検討・実施(平和人権共生課) (3) 積極的な情報発信・提供と他機関とのレフェラルサービス連携を継続・強化する。(中央図書館)

分野4「社会教育」

方針3「地域の情報拠点としての図書館機能の充実」(4-3)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 図書館には市民の読書活動を支援するだけでなく、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点となり、訪れる人一人ひとりの活動の場や新たな関係性が生まれる場としての役割が求められています。 (2) 図書館のサービス内容や機能に対する理解や利用・活用経験が、まだまだ市民に十分に浸透していない部分もあることから、広く情報発信していくことが必要となっています。 (3) 平成3年に開館した中央図書館は、機械設備等の老朽化、書庫の狭あい化、開架書架の耐震強化等の課題があり、時代に即した図書館の在り方を踏まえた、長寿命化改修の対応が必要となっています。
「施策の方向性」	(1) 社会の変化や利用者ニーズを踏まえ、課題解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信・提供を行い、市民が主役の図書館サービスの充実を図ります。 (2) 市民が図書館の「学ぶ」基盤を通して、さらに新しいつながりや交流を持つことのできるようなコミュニティの拠点としての機能を強化します。 (3) 暮らしや仕事、地域の課題解決のために、市役所各課や公民館・博物館等の施設、市内外の各種図書館、図書室、研究機関や企業との連携・協働を通したネットワーク網の拡充を図ります。 (4) ICTの活用を通じて、電子書籍や地域・行政資料のデジタルアーカイブ化など、来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備を推進します。 (5) 中央図書館を松本らしい生涯学習施設、市民のための情報拠点、交流拠点としての機能を備えた施設としてリニューアルし、次世代に引き継いでいくことを検討します。

現状と成果	(中央図書館) (1) 市民が主役の図書館サービスの充実に向け、図書館資料の適切な除籍・購入による鮮度維持、障がい者サービスの周知、「ライブラリレーまつもと」の毎月開催等を実施している。 (2) コミュニティ拠点機能の強化としては、TEEN'S BOOKの設置、青空図書館の定期開催、読み聞かせボランティア養成、ブックスタート・セカンドブック事業など多世代の交流・学びの場を提供している。 (3) ネットワーク拡充では、信州大学図書館との合同研修や医学部付属病院患者図書室との情報共有を行うほか、令和6年度に村井駅・四賀公民館図書室へのサービスポイントを新設した。 (4) ICT活用では、令和7年度に11種類のオンラインデータベースを提供するとともに、地区公民館との共催によるインターネット利用講座を実施している。 (5) 中央図書館の長寿命化改修については、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計を策定し、令和9年度からの改修工事着手に向けて仮設事務所・仮設書庫の場所選定を進めている。
課題や方向性	(中央図書館) (1) 市民が主役の図書館サービスのさらなる充実に向け、MLA連携・松本まると学都構想の視点を踏まえた関係課・地域団体・書店等との連携を継続していく。 (2) コミュニティ拠点機能については、ボランティアの登録者増加と技術向上を図りながら継続的に強化する。 (3) ネットワーク面では、新設した村井駅・四賀公民館図書室サービスポイントの利用拡大に向けた周知・広報を継続し、連携のさらなる強化を推進する。 (4) ICT活用については、インターネット利用サービス及びデータベース提供サービスを継続しつつ、利用促進に向けた情報発信を強化する。 (5) 中央図書館の長寿命化事業については、改修工事の実施に向けた仮設移設の詳細スケジュールを作成し、事業を着実に推進していく。

分野4「社会教育」

方針4「平和祈念事業の推進」(4-4)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 終戦から70年以上が経過し、戦争を知る世代の高齢化が進み、戦争の記憶は急速に失われつつあります。実体験に基づく戦争の悲惨さを語り継ぎ、改めて平和への願いを次世代に伝えていく取組みの強化が必要となっています。 (2) 悲惨な戦争の状況と当時の生活を伝える戦争遺品等の資料や証言を記録保存していくとともに、平和学習の教材として活用していく取組みが必要です。 (3) 平和の連鎖をより一層広げていくために、大学生などの若者世代が、平和について考え、学習し、その成果を小中学校や高校での出前講座や留学生との意見交換の場を通して発信していく平和ユース事業を展開しています。 (4) 平和祈念式典では、式典だけでなく子どもたちが主体的に平和について考え、意見を表明する機会を設けています。 (5) 学校教育の場においても、戦争と平和について主体的・対話的で深い学びを行うなど、平和を守り続ける大切さを一人ひとりが真剣に考える機会を設けることが重要です。
「施策の方向性」	(1) 主権者教育などを通して、自分自身が社会を構成する一員であることを意識することで、身近な地域から広い世界の平和を築き上げることに参画していく社会の創り手の育成に取り組みます。 (2) 歴史を伝える貴重な証言等をデジタルで記録する「まつもと平和ミュージアム」の充実・活用を図り、すべての世代が戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、ともに語り合うことができるような機会を増やす取組みを進めます。 (3) 他者への思いやりや命の尊さを尊重する啓発をより一層行い、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が松本市平和都市宣言の目指す平和につながることを学ぶ取組みを推進します。

現状と成果	(平和人権共生課) (1) 松本ユース平和ネットワークが若者の自主性を尊重した平和活動を展開。松本市平和三行詩コンクールは応募の簡便さから幅広い世代に定着し、一部学校では授業でも活用されている。 (2) 親子平和教室は講師（戦争経験者）の確保困難と参加組数の減少が顕在化している。インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」のさらなる充実に向けた取組みを進めている。 (3) 広島平和記念式典等参加事業では、松本ユース平和ネットワークメンバーの参加や広島市の事前学習受入プログラムを活用した同世代間の交流を通じ、多様な視点から平和への理解を深める機会となっている。
課題や方向性	(平和人権共生課) (1) メンバー数の減少と継続的な活動実施の困難さが課題。人権・国際理解など多様な視点への活動の広がり、既存の若者団体との連携強化を図る。学校現場への周知強化も進める。 (2) 戦争経験者による講演に限らない開催内容の見直しと、より多くの親子参加が見込める周知方法の検討が必要 (3) 現地体験を軸とした事業充実を継続しつつ、参加者以外の若者への波及を見据えた成果報告の機会創出と情報発信の促進を図る。

分野4「社会教育」

方針5「社会教育関係施設等の整備・充実」(4-5)

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 松本市では市内35地区全てに整備されている地区公民館を始めとして、誰もが身近な地域で自由に学び、交流を広げ、実践につなげるための施設整備の充実を図ってきました。今後はソフト面での充実や施設改修を計画的に進めていくことが必要となっています。 (2) 建設から一定年数が経過した施設・設備の多くが更新時期を迎えています。また、トイレの洋式化、照明のLED化、ユニバーサルデザイン化など、生活スタイルの変化に伴うニーズも高まっており、計画的な設備の更新・改修が必要となっています。 (3) スマートフォン等のモバイル端末が市民生活に浸透する中で、社会教育施設のデジタル化への対応は急務となっています。市民ニーズの多様化に柔軟に対応できる社会教育施設の高機能化・多機能化が求められています。 (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式を踏まえた施設のあり方や必要な設備等の検討が必要となっています。 (5) 防災や高齢者の見守りなどの課題に対して、町内公民館に代表される最も身近なコミュニティ施設の重要性が高まっており、施設整備に対する支援の拡充が求められています。
【施策の方向性】	(1) 社会教育施設は、利用状況が施設によって異なるため、今後の人口推計や利用需要を見極めながら、幅広い世代を意識した設備整備を計画的に進めます。 (2) 身近な生涯学習施設の在り方を地域の学習拠点、交流拠点、災害時の防災拠点として再検討し、ICT機器や情報ネットワークなどの設備も含めた施設の整備・充実に取り組みます。 (3) すべての社会教育関係施設等（公民館・図書館・博物館・公園・緑地・運動場など）に対して、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や改修を推進します。 (4) 町内公民館の在り方について、幅広い世代の利用を促す観点から、より効果的な支援を検討します。 (5) 基幹博物館と分館の計画的な施設整備を図るとともに、各館の特色を発揮できる事業を連携して取り組み、松本全体が屋根のない博物館である「松本まるごと博物館構想」の充実を図ります。

現状と成果	(1) 人口推計や利用需要の変化、施設の改修・更新に必要な経費の確保という2つの課題を踏まえた施設整備等の在り方を定めている、松本市公共施設等総合管理計画の考えに基づいて計画的に改修・修繕を進めている。 (2) 公民館等整備の重点課題として、施設の機能維持、ユニバーサルデザインの導入、エコ改修に取り組んでいる。(生涯学習課・中央公民館) (3) 町内公民館整備補助事業により、建設・改修費用を補助することで施設整備を支援し、公民館活動の活性化につながっている。(生涯学習課・中央公民館) (4) 基幹博物館整備事業は建物整備が完了し、令和5年度に開館。未完了の工損補償1件が令和8年度中に完了予定(博物館)
課題や方向性	(1) 公民館の利用状況に関しては、利用頻度が低くても地域事情により利用者のための改修・修繕が必要な場合も少なくなく、利用者数、稼働率などの数値指標のみでなく、様々な観点を総合的に評価して判断する方法について研究していく。(生涯学習課・中央公民館) (2) 住民自治の拠点としての町内公民館を支えるため、補助事業を継続する。(生涯学習課・中央公民館)

分野5「自然」

方針1「環境教育活動の推進」(5-1)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 子どもたちが自然に親しむ機会が減少していることから、体験を通じて自分の行動と環境との関係性について考え、持続可能な社会の実現に向けて行動していくことが求められています。 (2) 子どもたちの興味・関心や好奇心を大切にしながら、学校や地域等が地球環境を守るための環境教育活動を連携・協働して推進し、主体的な行動に結び付けていく取組みが求められています。 (3) 環境に関わる団体や企業が提供する情報やコンテンツ等を子どもたちの環境教育活動に生かすことができる仕組みが求められています。
「施策の方向性」	(1) ESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) の考え方を取り入れながら、知識の習得や活動の実践を中心とする環境教育にとどまらず、持続可能な社会の構築に向けた取組みを日常生活でも継続していける環境教育活動をすべての世代を対象に推進します。 (2) 環境を大切にする心を育むために、幼少期から自然に親しむ体験の機会を増やし、一人ひとりの小さな行動が地球環境を守ることに繋がっているという視点を踏まえた環境教育の充実を図ります。 (3) 環境教育の機会を地域住民、大学、NPO、市民団体、事業者等との連携・協働を図りながら増やすとともに、地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学び、地球環境を守るための行動につなげていく取組みの充実を図ります。

現状と成果	(1) 園児・小学生を対象に食品ロス削減やリサイクルをテーマとした双方向型授業を実施し、児童・保護者双方の意識変容に一定の成果をあげている。(環境・地域エネルギー課、資源循環推進課) 小学校 26 校・中学校 19 校でエコスクール事業を展開(学校教育課) 親子を対象とした下水道学習講座を毎年継続的に実施(下水道課) (2) 小中学校を対象に、環境教育支援事業を実施し、体験型・対話型の学習を通じて、児童生徒が環境問題を身近な課題として捉える機会を設けている。(環境・地域エネルギー課) (3) 地域の自然資源や企業の知見を活用したエコスクール事業では、参加者の約 90%が「次回も参加したい」と回答するなど高い評価を得ている。(環境・地域エネルギー課) 各地区公民館においても環境講座を開催し、地域住民の環境への関心の向上に寄与している。(生涯学習課・中央公民館)
課題や方向性	(1) 小学校高学年から中学生を対象とした食品ロスに関する継続的な講座が不足しており、反復的な学習による意識醸成が図りにくい状況にある。今後は、フードドライブやもったいないクッキングなど実践的な取組みを積極的に紹介する。(環境・地域エネルギー課、資源循環推進課) コミュニティスクール事業への移行を推進(学校教育課) 下水道学習講座を継続(下水道課) (2) 学校教育が児童・生徒の主体的な学びを重視する形に移行するなかで、定型的なプログラムを一覧提示するだけでは学校側の多様なニーズへの対応が困難になっている。そのため、環境教育支援事業の中で中信地区環境教育ネットワークが担任教諭と講師の間に入りコーディネートすることで、学校の要望に柔軟に応じられる仕組みとなっている。(環境・地域エネルギー課) (3) 学校教育における気候変動問題への取組みの充実(体系化)が求められる。今後は環境教育を支援する事業の周知を図りながら、事業の積極的活用を促す。(環境・地域エネルギー課) 市民団体等との連携により、環境講座を継続して実施(生涯学習課・中央公民館)

分野6「食」 方針1「学校給食の充実」(6-1)

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 暮らしの在り方や食に関する価値観が多様化し、バランスのとれた食生活を送ることが困難な子どもが増えています。他方、昨今の在宅時間の増加は、家族で食のあり方を考える機会ともなっており、家庭における食育の重要性が注目されています。 (2) 子どもたちの心身の健やかな成長のためには、学校給食だけではなく、家庭での食事の充実が欠かせません。学校給食等で取り組む食育とともに、家庭や地域などにおいても食に関する意識を高めていくことが必要となっています。 (3) 食物アレルギーを持つ児童生徒には、一人ひとりの症状に合ったきめ細かいアレルギー対応食を提供しています。また、子どもたちが成長期に必要な様々な食品(栄養素)を安心して食べられるようになる対応食解除にも医師と連携しながら取り組んでいます。 (4) 伝統的な郷土食など、地域の食材を美味しく味わい、食文化や環境について学び、伝えるとともに、共食(仲間や地域の人と一緒に作り食べる。)や体験を通して食の楽しさを感じる取組を推進しています。 (5) 地産地消推進のための地場産野菜等を活用した学校給食は、規格に合った一定量の食材確保が困難であるという課題があります。
【施策の方向性】	(1) 衛生管理の徹底を図るとともに、食品の安全性を担保するために、添加物や原産地などに配慮し、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供します。 (2) 地域や次世代に食文化を受け継いでいくために、米飯給食を中心とした行事食など、伝統文化を大切にしたいメニューを取り入れます。 (3) 食の多様性に鑑みて、異文化交流等の機会を活用し、食を通じた相互理解を深める取組を推進します。 (4) 地産地消を通じた食育を進め、持続可能な食を支えるために、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの給食と健やかな成長を支えていく体制づくりを推進していきます。 (5) 施設の老朽化改善や自然災害などに対応した学校給食提供体制のリスク分散など、今後の学校給食センターの在り方を研究します。

現状と成果	(学校給食課) (1) 延べ151人の児童生徒にアレルギー対応食を提供した。また、令和5年度から外部アドバイザーの指導を導入し、市内全施設を対象とした衛生管理講習会(年1回)および各施設での講習会(年数回)を実施することで、職員の衛生管理意識の向上を図った。 (2) 栄養教諭等が全市立小中学校へ訪問し、給食時や授業における食育指導を実施した。郷土食を知っている児童生徒の割合は、小学5年生で33.6%→35.4%、中学2年生で64.7%→67.9%(令和4年度比)と増加した。 (3) 目標としていた長野県産食材使用率30%を上回ることができた。 (4) (仮称)第一給食センター(梓川地区)は令和7年度に実施設計を完了し、令和10年4月の稼働を予定。(仮称)第二給食センターは笹賀地区の農地への建設候補地を決定した。
課題や方向性	(学校給食課) (1) 誤食事故防止に向けた教職員研修や校内アレルギー対応委員会との連携強化が必要である。また、ドライ使用推進に向けた職員全体の意識改革と、感染症対応マニュアルの継続的な見直し求められる。 (2) 東部・西部の大規模センターは担当学校数が多く、食育提供機会の確保が課題である。引き続き学校訪問を継続しつつ、動画を活用した効果的な食育指導の研究・拡充を進める。 (3) 天候の影響や農産物の品質・大きさの不均一さにより、学校給食に適した食材の安定的な確保が難しい状況にある。引き続き関係課・関係団体・地元農家と連携し、地産地消および無農薬・低農薬農産物の活用拡大に取り組む。 (4) 第一給食センターの実績を活かし、第二給食センターの令和12年8月稼働を目指す。また、東部給食センターの大規模改修計画についても並行して進める。

分野6「食」 方針2「食育の推進」(6-2)

【第3次計画】

「現状と課題」	(1) 子どもの痩身や肥満、高齢者の低栄養のほか、全ての世代で生活習慣病の増加傾向が見られ、望ましい食習慣を実践していくための支援が必要となっています。 (2) 核家族化の進行に伴い、食に関する体験の機会が減少するなど、子どもたちの食に対する関心の低下が懸念されています。 (3) 伝統食や食の歴史に触れる機会が少なく、伝統食の継承や食文化への関心を高める取組みが必要となっています。
「施策の方向性」	(1) 食を健康づくりや自然環境保護、地域の文化交流等と一体的に捉え、子どもだけではなく、全ての世代を通じた食育を推進します。 (2) バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結びつける取組みを推進します。 (3) 生産者と関わる農業体験を通して、地域やフードマイレージ（食料の輸送量と輸送距離の定量的把握を目的としない考え方）の考え方、食品ロスなどの環境問題への関心を高めることで、食に対する感謝の気持ちを育む取組みを推進します。 (4) 松本の伝統食を始めとして、異なる国・地域の食事の作り方や歴史的な背景を知る機会を増やし、地域の伝統食の継承や多文化共生の意識の醸成を図ります。 (5) 子ども期から望ましい食習慣を身に付けることは生涯健康で暮らすための体づくりの基礎となるため、さまざまな経験を通じた食に対する知識と食を選択する力を習得することを目的とした学校現場における食育を推進します。 (6) 料理講習会や農業体験等を通して、仲間や地域の人と一緒に作り食べる機会（共食）を提供するとともに、家族が一緒に食卓を囲んで楽しく食事をする機会を増やしていく取組みを推進します。

現状と成果	(1) 「具だくさんみそ汁」「かみかみ運動」等の健康づくりに関する取組みは周知が進んでいる。（健康づくり課） 「おそとで残さず食べよう！ 30・10 運動」は市内飲食店・事業所での認定者数が増加している。（資源循環推進課） (2) 令和2年度から開始した全市立小学校4年生への朝食指導授業が、令和7年度には28校全てで実施できた。毎朝朝食を食べている小学5年生の割合は90.1%（全県平均89.8%）と良好な水準である。（学校給食課） (3) 「環境にやさしい給食の日」を年2回実施し、地場産物を活用した給食の提供と動画による食育を全市立小学校で展開した。実施後のアンケートでは、「地場産物の活用がゼロカーボンにつながる事がわかった」と回答した児童生徒が90%に達した。（学校給食課）
課題や方向性	(1) 「おうちで残さず食べよう！ 30・10 運動」の実践者割合は5割弱にとどまり、家庭への普及が課題である。市SNSや出前授業等での周知強化と、料理教室の開催による実践的取組みへの誘導を進める。（資源循環推進課） (2) 食育授業は現状小学4年生が中心であり、他学年への拡充が必要である。また保護者への食に関する正しい知識の普及も課題として挙げられており、中学1年生への適切な食事量に関する授業についても継続・充実を図る。（学校給食課） (3) 「松本の日」や「環境にやさしい給食の日」を継続的に献立に取り入れながら、学校訪問・動画活用による地産地消・ゼロカーボン・郷土食に関する食育機会の拡充に取り組む。（学校給食課）

分野7「スポーツ」

- 方針1「市民皆スポーツの推進」（7-1）
- 方針2「スポーツの魅力の発信」（7-2）
- 方針3「スポーツ団体・リーダー育成の推進」（7-3）
- 方針4「スポーツ施設等の環境整備」（7-4）

※ 下記計画の基本目標を再掲する整理とすることを検討

- 方針1「スポーツ活動の推進」
- 方針2「スポーツを楽しむ環境の充実」
- 方針3「スポーツの魅力を生かしたにぎわいの創出・交流の促進」

第2次松本市スポーツ推進計画（R7～16）



<基本理念>

～「スポーツ楽都」松本を目指して～

市民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形で、楽しく参画することを通して「豊かさ」と「幸せ」を実感できるまちを目指します。そして全ての市民が自らの成長を感じ、生きがいに満ちた生き方ができるよう、多様な機会の創出を図ります。これにより、個々のウェルビーイングを実現し、地域全体でまちの活力を育むことを目指します。

スポーツがもたらす力を生かし、共に支え合いながら、より良い未来を築いていくことを基本理念とします。

<基本目標・目指す姿>

I スポーツ活動の推進

1 個に応じたスポーツ活動の推進

各世代のニーズなど、個に応じた参加機会の充実を図り、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる地域の実現を目指します。

2 子どものスポーツ活動の推進

子どもたちが、幼少期からスポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じながら取り組むことができる機会の充実を目指します。

II スポーツを楽しむ環境の充実

1 安全・安心なスポーツ施設の環境整備及び情報発信

計画的にスポーツ施設の整備を行うとともに、スポーツに関する情報を分かりやすく発信することで、市民が快適にスポーツを楽しめる環境の充実を目指します。

2 地域スポーツ指導者や団体の育成・支援

スポーツ選手の自主性・自律性を促す質の高い指導者や地域でのスポーツ活動を支える人材の確保・育成、団体支援を行い、多くの市民が楽しくスポーツに取り組むことができる地域を目指します。

III スポーツの魅力を生かしたにぎわいの創出・交流の促進

1 スポーツ大会、イベント等の実施による交流人口の拡大

松本市の地域特性を生かした魅力あふれる多彩なスポーツ大会・イベントなどの開催を通して、市内外の人々の交流を促進し、松本市の魅力発信、地域コミュニティの形成及び地域経済の活性化を目指します。

2 プロスポーツや企業等との連携

プロスポーツチームや企業等と連携した事業を行い、市民のスポーツへの関心喚起・観戦機会の充実、にぎわい創出及び地域経済の活性化につなげ、活力あるまちを目指します。

分野8「地域」

方針2「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」(8-2)

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 学校は、ICT教育など新しい学習指導要領への対応、複雑な事情を抱える子どもや保護者への対応など、さまざまな課題に直面しています。 (2) 家庭では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、出産・子育てに対する不安感や負担感が増し、孤立する家庭が増加しています。 (3) 地域では、家族形態やライフスタイルの変化とともに地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるという考え方が失われつつあります。 (4) 子育てを学校や家庭だけの問題と捉えず、地域社会全体で子どもの育ちを支えていくことができる仕組みづくりが必要となっています。
【施策の方向性】	(1) 家庭・学校・地域や関係機関・団体などが連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めていく取組みを推進します。(1-1-(1)・1-3-(1)再掲、2-1-(8)類似) (2) 子どもたちの育ちや学びを地域社会全体で支えていくために、家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」を推進します。(略)(2-1-(9)・2-3-(4)再掲) (3) 教員本来の業務を遂行し、子どもと向き合う時間を確保するために、課外活動の指導の外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置など、学校における働き方改革を進めます。(2-3-(2)再掲) (4) 子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを抱き、地域を構成する一員として主体的に地域づくりに参画できるよう、学校の学習に地域固有の人材・文化・資源を生かす取組みを地域と連携・協働しながら推進します。 (5) 家庭の教育力向上のため、地域におけるサポート人材の育成、相談対応、学習機会の提供などの仕組みづくりを推進します。

現状と成果	(1) まつもと子どもスマイル運動の登録者数は年々増加しており(R5:1,364人→R6:1,465人→R7:1,569人)、地域全体での子どもの見守り意識の浸透が図られている。青少年育成センターでは、市街地等での街頭補導・環境浄化活動および広報活動を継続実施している。子ども会育成連合会においては、リーダー講習会やイベントを通じた活動を継続するとともに、令和7年度から役員負担軽減のため会則を改正した。(こども育成課) (2) 松本版コミュニティスクール事業において、各委員会での事業が円滑に実施された。「みんなの未来の学校」の実現に向け、松本版から国型コミュニティスクールへの移行を進めている。(生涯学習課・中央公民館)
課題や方向性	(1) 青少年育成センターでは、補導委員の地区推薦廃止・公募制への移行により委員数の確保が不安定になっているが、継続委員比率は向上しており、引き続き広報活動等による新規委員確保が必要である。まつもと子どもスマイル運動については、スマイルバンドに「延伸都市」のマークが入っていることから、事業の継続にあたり一定の検討が必要(こども育成課) (2) 国型コミュニティスクールへの移行を引き続き推進していく。(生涯学習課・中央公民館)

分野8「地域」 方針3「地域づくりの推進」(8-3)

【第3次計画】

【現状と課題】	(1) 町会加入率が低下傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足が深刻化しています。 (2) 町会等の地域団体の活動や地域課題の解決に関わる人が限られており、若者や働き盛り世代など多様な世代が主体的に地域と関わるきっかけづくりが必要となっています。 (3) 少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりに向けて、市民が地域で学び、考え、具体的に実践する機会が必要となっています。 (4) インターネット通販トラブルや特殊詐欺、悪質商法など消費者問題が巧妙化しています。特に18歳成年時代においては、高齢者に加え、高校生や若者がターゲットになりやすくなりトラブルに巻き込まれるリスクが高まっています。 (5) 安全・安心な地域づくりのため、市民の防災・防犯意識の向上が求められています。
【施策の方向性】	(1) 幅広い世代や立場の市民参画を図るために、地域づくりセンターを中心として公民館や福祉ひろばと連携し、地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりを推進します。 (2) 市民が学習活動を通して地域課題と向き合い、自らが地域課題の解決に向けた学習機会を充実させ実践できるように、公民館活動の充実を図ります。 (3) 松本らしい地域づくりを推進していくためには、町会や隣組等の身近なコミュニティにおける住民同士の助け合いや支え合いが不可欠であることから、町内公民館を活用し、より小さなコミュニティの絆づくりに向けた支援を強化します。 (4) 子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発に取り組み、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える意識の醸成を図ります。(3-1-(2)再掲) → 3-1-(2)に掲載 (5) 学校、地域、専門家、民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充、学ぶ場や居場所づくりなどを総合的に推進します。(1-3-(5)・3-1-(3)再掲) → 1-3-(5)に掲載 (6) 文化財をはじめとする地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高め、地域づくりに関わる活動につなげます。 (7) 主体的な消費者として自らが判断し行動できるよう、消費者教育の小中学生の早い時期からの拡充や高齢者を対象とした啓発などを関係機関と連携しながら行い、消費者の自立支援や被害の未然防止を図ります。 (8) 地区・町会での防犯活動を通して、地域ぐるみの防犯意識の醸成を図ります。 (9) 出前講座や市防災連合会を通して、地域の防災活動の重要性を周知し、地域の防災力の向上を図ります。

現状と成果	(1) 市内7ブロックへの地域支援担当職員配置に加え、新たな財政支援制度(地域チャレンジ応援事業補助金・地域重点プロジェクト事業補助金)を整備し、各地域の地域づくり支援を拡充した。市民活動サポートセンターでは、コロナ禍で半減した利用者数がゆるやかに回復しつつある。(地域づくり支援課) (2) 多様な市民が地域課題について話し合う学習会等を実施し、地域づくりへの関心が高まった。(生涯学習課・中央公民館) (3) 各地区での委託業務を通じて公民館活動の振興が図られるとともに、各種相談・研修会等を通じて町内公民館と地区公民館との連携が図られた。(生涯学習課・中央公民館) (4) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石の現地見学会を令和2年度より実施しており、地域の文化財および地質への理解・愛着の向上に寄与している。松本市文化財保存活用地域計画の第2期計画の策定が進められている。(文化財課)
課題や方向性	(1) コロナ禍を契機に活動を休止・終了した市民活動団体が増加しており、団体数は徐々に減少している。引き続き講座・セミナー等の支援と施設の知名度向上が必要である。令和8年度中に第4次地域づくり実行計画(R9~13年度)を策定し、住民自治基盤の構築に向けた施策を推進する。(地域づくり支援課) (2) 学習機会の継続的な提供を通じて、市民の地域課題への主体的な関与を促進していく。(生涯学習課・中央公民館) (3) 委託業務および連携強化の取組みを引き続き継続する。(生涯学習課・中央公民館) (4) 現地見学会は受入人数に限界があり、参加を希望しても参加できない市民が発生している。また、少子高齢化による文化財保護の担い手不足が共通課題となっており、保存活用計画に基づいた継続的な取組みと人材確保が求められる。(文化財課)

分野9「文化芸術・歴史」

- 方針1「文化芸術・歴史の魅力の発信」（9-1）
- 方針2「文化遺産の保存と活用」（9-2）
- 方針3「表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進」（9-3）



※ 松本市文化芸術推進基本計画の目標を再掲する整理とすることを検討

- 方針1「市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる」
- 方針2「松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する」
- 方針3「さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる」

松本市文化芸術推進基本計画（改訂版）（R7～12）



<目指す松本市の姿>

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本

<目標・施策の目的>

- 1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる
 - ・世代や地域を問わず文化芸術に触れる機会の創出、幅広い世代や地域への文化芸術の周知
 - ・活動者への継続的な支援体制の構築、サポーターによる主体的運営の促進、文化芸術に関する活躍機会の創出、活動者のモチベーション向上及び市内外への周知
- 2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
 - ・松本独自の伝統的工芸・クラフト文化・文化芸術の継承及び発展、松本の新しい文化芸術の創造
 - ・地域の文化財・伝統・民俗芸能の未来への継承
- 3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる
 - ・文化芸術活動等の担い手育成、生きがいづくりやこころの健康増進、文化芸術の活用による観光事業の促進、連携強化による文化芸術活動の更なる推進

松本まると博物館構想（H12）



<基本理念>

- 1 松本の豊かな自然環境や文化・産業等の遺産を活用し、地域振興に寄与します。
- 2 市民が主体的に関わることで、市民生活に精神的な潤いを与えます。
- 3 高度情報化社会に対応する、情報の収集と発信の拠点とします。
- 4 博物館がこれまでに果たしてきた役割を重視し、市民の学習及び研究の拠点とします。

<施策の大綱>

環境と博物館の融合、市民と博物館の連携、ネットワーク化の推進、博物館機能の重視と施設の活用

松本市文化財保存活用地域計画（R元～10）



<目的>（抜粋）

市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進める。

<方針>（要約）

歴史文化の再認識、担い手の育成、文化財の価値の共有、文化財を核としたまちづくり推進、防犯・防災体制の強化、関連文化財群の考え方の周知

「本音」で話そう、 みんなでつくる ミライの学校

参加無料
お菓子あり

定員 50名
主に高校生・大学生対象

みんミラ・トーク！

2026.

8 / 10 Mon

13:30～16:00

松本市勤労者福祉センター
3階 3 - 3会議室



内容

オープニングトーク

「みんなでつくるミライの学校」

内容

グループワーク

4～5人のグループで意見交換

- ①こんな学校だったらさらに良かったと思うこと
- ②みんなで創るこれからの学校とはどんな学校？

内容

みんなでトークセッション・まとめ

全体でグループワークの内容を共有
意見、アイデアを踏まえ、みんなで話しましょう



みなさんと直接お話ししながら
いただいた意見やアイデアを、
これからの松本市の学校づくりに
生かしていきたいと考えています

楽しい雰囲気でお話ししましょう
みなさんを
お待ちしております！

松本市教育長 曽根原好彦



イベント詳細



松本市教育委員会教育政策課

〒390-0874 松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所4階
TEL. 0263-33-3980
MAIL. somu@city.matsumoto.lg.jp
受付時間：平日8時30分から17時15分まで



エントリー